

私たちはどう生きるか 今、非戦を貫くために ～憲法13条に立って～

柳沢協二さん講演会

Part1. 講演 柳沢協二さん

「戦争をなくすために～非戦の安全保障論」

Part2. 対談 柳沢協二さん

大橋洋介さん(弁護士)

8/4(日)

13:30～16:00

仙台弁護士会館4F ホール

参加費500円



柳沢協二さんプロフィール

1946年生まれ。1970年防衛庁入庁、運用局長、防衛研究所長などを歴任。2004年から2009年、小泉・安倍・福田・麻生政権で内閣官房副長官補として安全保障・危機管理を担当。2009年退職。

現在、NPO 国際地政学研究所理事長。

憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

「虎に翼」と憲法13条と私たち

国内初の女性弁護士・判事・裁判所長となった三淵嘉子さんをモデルにした、今、放送中の朝ドラ「虎に翼」には日本国憲法の神髄が満載です。

徴兵で戦地に赴く夫優三は「寅ちゃんの生きたいように生きて」という言葉を遺し、還らぬ人となりました。

そして、戦後、公布された日本国憲法13条、14条を目にした寅子は、その条文に優三の言葉を重ね、再び法曹の道に生きることを決意したのでした。

内閣の一員としてイラク戦争への自衛隊派遣に関わった柳沢さんは、その後も自衛隊派遣とは何だったのか、自分の仕事を振り返る中で、「戦争の犠牲に目を背けずに、戦地にひとを送る側は失われる命に対して臆病であるべきだ」との思いに至ったと語ります。そして、「自分の人生の目的を他者に強制されることなく、自分で決めることが、人として生きる原点だと確認すべきです。日本国憲法では、個人の尊厳や幸福追求権を定めた憲法13条などにその精神が刻まれています」と。(朝日新聞4月19日オピニオン&フォーラムより)

戦争は、「すべて個人として尊重されなければならない国民」を兵士にすることです。しかし、国家の名において殺し、殺されることを強要されるほど、人としての尊厳が奪われることはあるでしょうか。なぜ戦争をしてはいけないのか。そこに、国家として戦争放棄を誓った憲法9条の深い意味があると気づかされます。

日本がふたたび戦争国家への道を歩む今、なんとしてもこれを拒否する道は、私たち一人ひとりが、どう生きるか、13条を自らのものにし、問い続けることではないでしょうか。そのことをご一緒に考えたいと思います。

主催「女の平和」ピースアクションみやぎ

私たちは平和への願いに結ばれて、思想信条を超えて、一緒に行動している個人の集まりです。

ぜひ、あなたもこの輪に加わってくださいますようお願いしています。

連絡先 090-5832-6836